

令和6年9月

篠栗町議会第3回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月3日(火)～13日(金) 11日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	3	火	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	9	4	水	考 案 日		
第3日	9	5	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	6	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	7	土	休 会	午前10時	閉 庁
第6日	9	8	日	休 会	午前10時	閉 庁
第7日	9	9	月	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	10	火	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	11	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	12	木	予 備 日		
第11日	9	13	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和6年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和6年9月3日(火) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第53号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6, 議案第54号 篠栗町教育委員会委員の任命について
- 第7, 議案第55号 篠栗町教育委員会教育長の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
52	専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について〕	予算 特別委員会
56	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
57	工事請負変更契約の締結について	総務建設 常任委員会
58	財産の取得について	予算 特別委員会
59	権利の放棄について	予算 特別委員会
60	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議に ついて	文教厚生 常任委員会
61	令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
62	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	決算 特別委員会
63	令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	決算 特別委員会
64	令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて	決算 特別委員会
65	令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及 び決算の認定について	決算 特別委員会
66	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
67	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ いて	予算 特別委員会
68	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に ついて	予算 特別委員会
69	工事請負契約の締結について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会

令和6年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和6年9月5日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	2番	浦野 雅幸	議員
2.	5番	太郎良 瞳	議員
3.	1番	崎山 佐穂	議員
4.	7番	品川 静	議員
5.	6番	横山 和輝	議員
6.	3番	吉本 文枝	議員

令和6年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和6年9月13日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号)
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について〕
- 第2, 議案第56号 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第57号 工事請負変更契約の締結について
- 第4, 議案第58号 財産の取得について
- 第5, 議案第59号 権利の放棄について
- 第6, 議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 第7, 議案第61号 令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第8, 議案第62号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9, 議案第63号 令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10, 議案第64号 令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11, 議案第65号 令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第12, 議案第66号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第13, 議案第67号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第14, 議案第68号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第15, 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 第16, 議案第70号 篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和6年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月3日(開会)

令和6年 第3回 定例会 会議録

日時 令和6年9月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットに配信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番、崎山佐穂議員、2番、浦野雅幸議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から9月13日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第52号から議案第70号までの、計19議案が提出されております。

それでは、議案第52号から議案第70号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和6年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございます。

まず、8月28日から30日にかけての台風10号に対する町の対応等について御報告申し上げます。

8月28日に福岡管区气象台から、「29日夜の初め頃から30日にかけて、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒し、29日昼前から30日にかけて、暴風やうねりを伴った高波に警戒してください。また、28日夜から29日

夜にかけて、線状降水帯が発生して、大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性があります」との発表がなされました。

この発表を受けて、町では28日15時に災害警戒本部を設置し自主避難場所を開設いたしました。

29日6時29分暴風警報が発表されました。

篠栗町でも風雨が強くなったことから、同15時に災害対策本部に移行し、高齢者等避難、これは警戒レベル3でございますが、を発令し、指定緊急避難場所を2か所開設、自主避難場所としておりましたクリエイト篠栗と新たに50周年記念体育館を開設するとともに、消防団に対し巡回、避難者支援のための出動依頼をいたしました。

幸い、大雨洪水警報や土砂災害警戒情報が発令されることはなく、8月30日6時17分に暴風警報が解除され注意報となったことから、同日15時に災害対策本部を解散いたしました。

28日から30日までの間、避難場所には最大35世帯55名が避難されました。

また、職員も延べ68人が24時間体制で対策本部と避難場所に従事いたしました。

台風10号はその後も日本各地で被害をもたらしました。

我が町では、雨量が多かった萩尾区で、林道法面の崩落1か所、冠水1か所、農業用水路の損壊1か所の被害がございましたが、幸い人家の被害はありませんでした。

もうしばらくは台風シーズンでございます。今後も災害に対する備えをしっかりとしてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。5類へ移行して2年目となり、私たちの生活にも以前の日常が戻ってまいりました。

とはいえ、感染者が激減したとは言いがたい状況です。

これまで励行していただいた、うがいや手洗い等、感染予防対策を引き続きしっかりとっていただき、感染者数減少に向けての努力を引き続き怠らないようにしたいものでございます。

篠栗祇園夏まつりは今年は花火も上がり大勢の人出でございました。以前の活気が戻ってきたことを実感いたしました。

9月には多くの行政区で感染対策を十分に図って敬老会が開催されます。

10月以降に、町が主催する文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が楽しみにしていただいている交流の場としての行事についても、例年どおり開催に向けて準備を進めております。どうぞよろしく願いいたします。

また、11月24日には新たに名称を「ささぐりフードフェスタ」として IRUGASAS

にて食のイベントを開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

国の政局を見てみますと、10月には新たな総理大臣が決まり、解散総選挙の気配が濃厚となってまいりました。新たな国の体制が固まり、元気な日本を取り戻すことができればいなと期待でいっぱいでございます。

開催が心配されておりました大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、来年4月13日から開催されます。既にヨーロッパを初め海外における開催への期待感は非常に大きいと聞いております。私たちもこの機会に視野を広め、未来志向で頑張りたいものでございます。

私にとりまして任期最後の定例議会でございます。

議会の皆様におかれましては、これまでどおり御指導・御協力を賜りますことを何とぞよろしく願いいたします。

以上で、諸情勢報告を終わります。本定例会に提案しております議案第52号から議案第70号までの19議案について説明をいたします。

議案第52号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援給付事業実施に伴うもので、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に7,101万5,000円を追加し、予算総額を141億6,556万2,000円とするものであります。

議案第53号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の中島京子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として、永井勝子氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第54号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現委員の藤俊広氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに合屋輝一氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第55号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長 今長谷 寛氏が令和6年11月1日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第56号は、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、保育所等における満3歳以上の児童に係る職員配置の最低基準の見直しを行うものであります。

議案第57号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「庁舎耐震補強及びその他改修工事」について3,078万7,350円を増額し、総額2億70万6,000円で株式会社コンステックと変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は耐震壁設置箇所における電気設備工事及び機械設備工事の増工、受水槽設置に伴うプロパン庫とブロー一庫の解体、アスベスト調査の増工による変更等でございます。

議案第58号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約にもとづき売却した土地について、使用及び事業開始の見込みがなく、撤退の意思表示もなされていることから、買戻権を行使して、当該土地を取得するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

所在地は、篠栗町彩り台346番14、地積は、5,459平方メートル、買戻金額は、2億6,097万792円、買戻の相手方は松原食品株式会社 代表取締役 奈良原一であります。

議案第59号は、「権利の放棄について」であります。

本議案は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約第12条第1項に規定する買戻特約の行使に伴い生じる違約金について、本契約書第13条第5項にもとづき免除するとともに、第14条にもとづく損害賠償請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもので

あります。

議案第60号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」であります。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第61号から議案第63号までの3議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第61号は、「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第62号は、「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第63号は、「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第64号は、「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金1億766万4,449円のうち8,913万8,002円を建設改良積立金へ積立てし、1,852万6,447円を自己資本金に組入れするもの及び令和5年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第65号は、「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1億555万5,648円のうち8,062万7,981円を減債積立金へ積立てし、2,492万7,667円を自己資本へ組入れするもの及び令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでありま

す。

議案第66号は、「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1億5,832万4,000円を追加し、予算総額を143億2,388万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、地方交付税6,162万円、繰越金1億8,855万1,000円、諸収入9,150万円をそれぞれ追加し、繰入金2億円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費において、財産管理費として、設置型ベビーケアルーム購入費344万円を追加するものであります。

民生費において、子育て支援費として、子どもの居場所支援事業費補助金5,000万円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、高齢者新型コロナワクチン個別接種委託料6,215万5,000円を追加するものであります。

土木費においては、河川費として、池の端地区樹木伐採業務委託料2,107万6,000円、公園管理費として、くすのき公園原状復旧工事453万2,000円を追加するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債441万3,000円を追加するものであります。

地方債の追加につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業340万円、災害復旧事業80万円をそれぞれ追加するものであります。

地方債の廃止については、防災対策事業340万円を減額するものであります。

議案第67号は、「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ4,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億70万1,000円とするものであります。

内容は、前年度繰越金及び普通交付金等の額の確定による返還金等の増額補正であります。

議案第68号は、「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それ

ぞれ 5 3 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3, 6 2 2 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

内容は、滞納繰越額及び前年度繰越額の繰越による増額補正であります。

議案第 6 9 号は、「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、総合センターホール特定天井・照明 LED 化改修工事について、仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は、1 億 6, 6 1 0 万円、契約の相手方は、株式会社荻原工務店 代表取締役 荻原 耕一郎であります。

議案第 7 0 号は、「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が令和 6 年 1 2 月 2 日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、現行の被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日以降、発行されなくなることに伴い、本条例中、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則に関する規定を削除するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの町長の提案理由の説明について、大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、ありますか。

はい、ないようですので質疑を終結いたします。

日程第 4、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 5 2 号から議案第 7 0 号までの 1 9 議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 5 3 号から議案第 5 5 号までの 3 議案は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し本日の日程といたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第56号、議案第57号、議案第60号、議案第69号及び議案第70号の5議案につきましては、タブレットに掲載の委員会付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第61号から議案第65号までの5議案の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第52号、議案第58号、議案第59号、及び議案第66号から議案第68号までの6議案につきましては、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、6番、横山和輝議員、副委員長は、9番、栗須信治議員です。

最後に報告3件について、報告10号及び11号は決算審査終了後、報告12号は予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第53号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を村瀬福祉課長に求めます。

はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） 説明いたします。

議案第53号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 永井 勝子

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 中島 京子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となるため、後任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの村瀬福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決し同意することと決定いたしました。

日程第6、議案第54号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を、吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 学校教育課長吉村でございます。

議案第54号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 合屋 輝一

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員 藤 俊広氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となるため。

経歴詳細につきましては、タブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの吉村学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第55号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

本案の説明も、吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） 議案第55号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を、篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名 今長谷 寛

令和6年9月3日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育長 今長谷 寛 氏が令和6年11月1日をもって任期満了となるため。
経歴、詳細につきましてはタブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（荒牧 泰範） ここで、教育長が除席対象ですので退席を求めます。

（今長谷教育長 退席）

○議長（荒牧 泰範） ただいまの吉村学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案も人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成。

よって、議案第55号は原案のとおり可決し同意することに決定いたしました。

ここで教育長の入室を求めます。

（今長谷教育長 入室）

○議長（荒牧 泰範） ここで教育長に報告いたします。

ただいまの議案は、全員賛成にて可決同意されております。

よろしくお願ひいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時32分

令和6年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月5日(一般質問)

令和6年 第3回 定例会 会議録

日時 令和6年9月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に御来庁頂きました皆様方には大変感謝申し上げます。傍聴に際しましては、一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。質問時間は申合せにより答弁を除き1人30分以内といたします。この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるよう求めます。発言内容を精査して小職において処置いたします。御協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、浦野雅幸議員。

はい、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい、皆様おはようございます。

議席番号2番、浦野雅幸でございます。

北地区産業団地撤退企業に対し違約金を請求しないことについて、質問させていただきます。

6月定例会において、北地区産業団地進出予定のケアユー株式会社が進出を断念し撤退の意向であり、操業予定地を買い戻す費用の補正予算案が上程されました。なお、契約解除にあたり同社に違約金の請求をしない方針を示されています。

説明資料として提出されたケアユー社とのやりとりをまとめると次のとおりになります。

i) 平成30年5月28日、企業立地に関する協定書締結、その中に土地引渡し後2年以内の操業開始と記されています。そして、令和3年3月26日、土地引渡し完了。

ii) 令和5年11月24日、町からケアユー社への通知では、企業立地に関する協定書により、土地引渡し後2年以内の操業開始の義務を負っているにもかかわらず、操業開始するどころか着工にも至っておらず、「本件土地を使用開始しないとき。」に該当するとして、町は契約解除と違約金請求の「意思表示」をしています。

iii) 令和5年12月19日、ケアユー社から町への通知では操業開始時期延長の協

議と、法面地滑りの調査中である状況を理由に「解除は無効」とケアユー社も主張しています。

iv) 令和6年2月5日、町からケアユー社への通知では、履行期限以前より、履行についての確認や計画案の提示を求めたが回答が得られていない。また、同社から協定変更申出書も受入れがたい内容で、町はケアユー社の「主張に理由がないと反論」しています。

v) 令和6年5月29日、ケアユー社から町への要望として、コロナ禍の業績悪化や、物価高や円安の影響、人件費の上昇等を理由に、撤退の表明と「違約金なしでの買戻し」を要望されています。

vi) 令和6年6月定例会において、町は違約金なしでの買戻しをする方針を示されています。

以上のように、当初ii)～iv)の期間は違約金請求の意向を示し、町の正当性を主張しています。それが一転して、ケアユー社の要望に沿った結果で合意になっています。

そこで、質問①、iv)～v)の期間(2月5日～5月29日)の間で同社とのやりとりについての詳細な説明を求めます。また、訴訟問題が出てきたのはいつで、どのような内容なのか説明を求めます。

次に、質問②ですが、v)～vi)の期間、つまり5月29日に要望を受け、6月の定例会までの短期間のうちに、ケアユー社の要望を受け入れる方針に至った要因は何なのか。町内部でどのような協議が行われ、誰がどのような判断を行ったのか説明をお願いいたします。

次に、8月6日の臨時議会において、ケアユー株式会社につき、松原食品株式会社も撤退の意向が表明されたとして、同社操業予定地を買い戻す補正予算案が上程され、また、違約金も請求しない方針が示されました。違約金を請求しない理由として、6月議会でケアユー社撤退のときは、訴訟問題を回避してスムーズな買戻しを図るためとの説明でした。そこで私は「ケアユー社同様、訴訟問題になる可能性があるのか」との質問を行いました。執行部は「そのようなことはない。またケアユー社のときも、訴訟問題が主な要因ではない」と発言されました。請求しない理由は、あくまでもコロナ禍による経営状況の変化、資源価格・物流価格の高騰、人件費の上昇等、社会情勢によるものである、とのことであります。以前は、訴訟問題を回避するためとしていたものが、訴訟問題ではなくコロナ禍等の環境変化であると執行部の矛盾した答弁であります。

そこで、質問③、この答弁に対し整合性のとれるように説明を求めます。

また、改めてケアユー社及び松原食品に違約金を請求しない理由の説明を求めます。

続きまして、そもそも、契約書とは意思表示の合致を証明するものであり、双方が、契約内容に沿って取引を進め、内容に反する事案が生じれば義務を果たすように求めるものであります。またある意味では、自身を守るもの、自身の不利益を被らないためのものである、と認識しております。

当該の「土地売買契約書」には「違約金を徴収の上契約を解除できる」となっており、違約金を請求する権利が町にあります。同時に、ケアユー社及び松原食品には違約金を支払う義務があったわけで、その義務を十分な根拠や説明なしに、町が免除したことは問題だと認識しております。

さきに述べたように自身を守るはずの契約書の内容を反故にすることは非常に重く、十分な根拠が必要であります。ここでの自身というのは、町であり、町民であり、それを守ることを第一に判断すべきと考えております。

違約金の合計は約1億3,100万円（ケアユー7,900万円、松原食品5,200万円）程になるはずですが、この金額があれば、様々な施策を行うことができたのではないかと思います。にもかかわらず、徴収しないということは、ここで質問④ですが、町が締結する契約書の意義をどのように認識しておられるのか説明を求めます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

浦野議員の「北地区産業団地撤退企業に対する違約金を請求しないことについて」の答弁を行います。

まず質問①、②、③の「ケアユー社に関する詳細な説明を求める」という質問については、既に、令和6年6月開催、第2回定例会での議案第40号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第2号）について」、また令和6年7月開催の第2回臨時会での議案第46号「財産の取得について」及び議案第47号「権利の放棄について」の上程した議案において、協議資料等の提示、そして説明を行っており、町議会では、十分な審議がなされた上で、当該議案は全て可決頂いたものでございます。

ここで改めて説明することは控えさせていただきます。

といたしますのも「議員必携」、皆さんもよくお読みになられて御存じと思いますが、そこに記載されてあります「決定した議会の意思（議決）は議員個々の意思からは独

立したものとなり、議会全体の統一した意思となります。たとえ議決と反対の意思を表明した議員であったとしても、議会の構成員である以上、議決の宣言があったときから、議決に従わなければならない。さらに議決事項は議員を拘束するばかりでなく、町長等執行機関も同様である。」というもので、そういう記載があるからでございます。

また、質問③の松原食品に関わることは、本定例会に上程しております議案に関することでございますので、ここでの答弁は控えます。

④問目の「契約書の意義をどのように認識しているかについて」の御質問にお答えいたします。契約とは、双方の信頼関係のもとに結ばれるものと認識しております。本契約書は、「企業立地に関する協定」を結んだ事業者に当該産業団地内の事業用地を譲渡し、将来にわたって、当該産業団地で円滑な事業活動が図られ、かつ、地域経済の発展のために継続的に相互の協力が得られることを目的として契約を締結したものでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響やロシアのウクライナ侵攻による資源価格、物流コストの高騰など、この3、4年の間に社会経済情勢が大きく変わり、さらには働き方改革、人件費の上昇、円安の進展等により、進出企業の中にも当初の計画を大きく見直さなければならないという状況になった企業もありました。

そのような企業と真摯に協議を重ねてきたことは、これまで議会に報告してまいったとおりでございます。

御質問の内容は、違約金の徴収に偏ったものとなっておりますが、そもそも違約金を取るための契約書ではございません。契約書には、「やむを得ない特別な理由があると認められた場合には、これを減免することができる」と定めており、違約金の免除は、先ほども申し上げましたとおり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、篠栗町議会の議決をもって行ったものでございます。町が優先すべき事項は、当該産業団地内の事業用地全てで操業が開始され、雇用の創出等が図られ、町の活気にぎわいを作り出し持続可能な町づくりを推進していくことでございます。今後も町民はじめ、町議会、関係者の皆様とともに篠栗町のまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し、再質問ございますか。

はい、浦野議員、どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） はい。

もう既に議会での審議が終わったことであるということのようでございますけれども、私といたしましては、当初は、違約金を請求する意思を持っておられたものが、最終的にはそれを徴収しない方向に変わった。その理由が知りたいわけでございますが、その辺は答え頂けませんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 浦野議員、よろしいですか。

この通告の主旨を受け取ったときに、町長も申されておりましたが、篠栗町議会というものは町の最終意思決定機関でございまして、そこで決定したことについて、その後物を申されるというのは議会議員としてはいかなるものか。

私がここで許可したのは、それを聞くことによって、その先、住民福祉の向上につながる何か提案がございましたら、あったらという希望的観測で許可していますが、そういうものがないのであれば、決定事項に振り返って、あと戻って、という議会議員の発言は決してよろしいもんじゃないと思います。

ここで、改めて町長に答弁は求めません。

ほかに質問があればどうぞ。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 実際にはもう議決が終わったということのようでございますけれども、もう一つだけ言わせていただきたいのが、6月の定例会のときには、違約金を請求しない理由として訴訟問題になるとの発言があり、それを回避してスムーズな買戻しを行うという内容だったと思いますけれども、8月の臨時議会のときにおきましては、その訴訟問題があったのですかという質問をしたところ、そうではないという答弁をされたと思います。

そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） それも先ほど私が申し上げたことと同じ質問をされているんですが。そして、私の認識ですと、私は委員会の委員ではございませんでしたが、あのときは訴訟が云々、そういう説明が縷々ございましたが、最終的には、早く産業団地を埋めてしまって、税収それから上下水道使用料、まちの活気を取り戻そうという判断で、皆さんが可決されたというふうに私は認識しております。

どうぞ。

○議員（浦野 雅幸） それは、たしか6月の定例会のときのやりとりだったと思うんですよね。8月の臨時議会について、やはりそういう訴訟問題があるのかという質問をしたところ、執行部の方から、「そうではない。あくまでもコロナ禍による状況・情勢の変化である」というふうに説明があった、と記憶しておりますが。

○議長（荒牧 泰範） 私の頭の中の整理では、6月議会それから後の臨時会、どちらにしても議員の皆さんは、早く産業団地を埋めて活気を創造しようというところでの判断での賛成だったと思っておりますが、いかがですかね、皆さん、そのとおりですよね。

そこで判断しているわけじゃないんで、議決したことに對して後戻りっていうのは、やめていただきたいと思えます。

○議員（浦野 雅幸） 6月のときはそういうやりとりだったと思えます。そこで、私は反対しましたが、ほかの皆さんはスムーズな買戻しを行うということで賛成されたんだと思えますけれども。

8月の臨時議会のときに6月と同じように、ケアユー社と同じように松原食品に対してもそういうことであるのかということは聞いたと思えますが、そのときの答弁はそうではなくて、コロナ禍等の情勢の変化であるものであるという説明だったと思えます。

そこは、答弁が食い違っていると思うんですけれども。

○議長（荒牧 泰範） 今この大事な時間を使ってとめるわけにいきませんので、その分については、議事録を後で精査しますが、もし町長、6月定例会と臨時会の際の理由が違っていた、何か、いま浦野議員おっしゃっておられた事象というのはございましたか。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 定例会・臨時会で説明したとおりでございます。

○議長（荒牧 泰範） 何か、まだほかにあればどうぞ。

○議員（浦野 雅幸） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、では次の質問に行ってください。

質問順位2番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。通告に従い質問いたします。

本日は、「病児保育の利便性の向上について」お尋ねいたします。

子供が、発熱や体調不良になると保育所等に預けられません。仕事を休んで看護できることが当たり前になる社会を目指すべきではありますが、現状では、欠勤することが困難で、かつ看護する祖父母等も近くにいない保護者もいて、子育て世代を悩ませる課題の一つとなっています。

そのような事をふまえ、病児保育事業という制度があると思えます。

この事業は、乳児・幼児または小学校に就学している児童であって、病気回復期にある子どもを病院・診療所、保育所等に併設された専用施設で預かり、実施施設が主に病院、診療所の場合は、病気回復期に至らない場合でも預かることができる事業です。

また、仕事を続けながら子育てする保護者のセーフティーネットとして重要な役割を果たしていると思います。予約が電話のみでなく、いざという時にすぐに対応できる環境であれば、子育て世代にとって大きな安心につながると思います。

篠栗町は、粕屋町・久山町と広域で病児保育を病院で行っています。令和5年4月から無償化となり、令和4年の利用者は30名、令和5年は70名と増加しております。

これらの状況から、病児保育のニーズが高まっていると考えますが、病児保育に対する町長の見解をお尋ねします。

また、ファミリーサポート事業を活用して、病児等の預かり送迎を実施している自治体もありますが、本町での実施の考えはありますか。

以上です。

お答えをお願いします。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、太郎良議員から、「病児保育の利便性の向上について」2点の御質問を頂きました。

まず1問目の「病児保育に対する見解」についてお答えいたします。

篠栗町では、病児保育事業として、粕屋町の大坪医院にある、病児保育ルーム「コスモス」に委託をして事業を実施しております。

この事業は、粕屋町・久山町・篠栗町の、糟屋中部三町の合同による広域事業でございます。

病気の治療や回復期のため、保育所や学童保育所で預かることができないお子さんを対象に、病児保育事業、預かり事業でございますが、これを行っています。

対象の児童は、生後6か月から小学校6年生までで、定員は3名、月曜から金曜までの8時30分から17時30分までとなっております。利用料は現在無料でございます。

御指摘のとおり、利用者は年々増加傾向にあります。現在の定員は3名ですので、利用者の定員の拡大の必要性など、大坪医院、粕屋町・久山町と協議を進めてまいり

たいと思っております。

2問目の、「ファミリーサポート事業を活用して病児等の預かりや送迎を実施する考えはあるか」についてでございます。

ファミリーサポートセンターの運営事業につきましては、篠栗町社会福祉協議会に委託して事業を実施しております。

ファミリーサポートセンター事業とは、育児の援助を依頼したい人（お願い会員）でございます、と育児の援助を提供する人（まかせて会員）でございます、その会員制の総合援助活動組織で、篠栗町及び久山町の広域で事業を実施しております。

センターを利用することができる内容は、①保育所・幼稚園等への送迎、②保育所・幼稚園・小学校帰宅後の預かり、③買い物等で不在にする時、④子育てを離れて自分の時間を持ちたいとき、⑤その他センターの趣旨に合致するとき等で、宿泊を伴う援助活動や家事援助、また病気のお子さんのお預かりはできないこととしております。

なお、ファミリーサポートセンター事業におきましては、病児等の預かりや送迎を実施する場合においては、まず、①医療機関との連携、②提供会員への講習の充実、③コーディネート体制の強化などの取り組みが今後必要となります。

まかせて会員さんが、病児の預かりや送迎を実施するには、病気の子供を責任を持って保育したり、時には看護したりするための医療知識やスキルも必要となると考えられます。

本事業を委託しております社会福祉協議会、また久山町と協議をしまして、事業の充実に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

病児保育・病後児保育は、子どもの病気等によりお仕事を休むことが困難な保護者の皆様で、仕事を続けながら、子育てができるセーフティーネットとして重要なものと考えております。

また、お子さんの病気が急変することも考えられますので、安全にお預かりするためには、医療機関との関わりが必要となるために、医療機関と相談しながら、また、保護者のニーズなども把握しながら、今後、病児保育の手法や町からの支援など、どんなことができるかを検証したいと考えます。

今後も病気の児童を一時的に保育することで安心して子育てができる環境整備を図るために、病児保育事業の取り組みを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対して再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） はい。

今、町長の答弁で、現在は定員が3名なので、粕屋町・久山町と協議を進めて、定員の拡大など、協議を進めてまいりたいという意見を頂きました。

もしできればですね、町内で、篠栗町内で、病児保育を利用できる体制を整備できると子育て世代にとって大きな助けになると思いますが、そういうお考えはどのようにか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今お話がありましたように、町内で対応できるのが1番でいいとは思いますが、まずは病院が、小児科の医院側が体制を整えてもらわなければいけないし、それなりの設備、敷地あるいは建物等を用意していただかなければいけない、そういう準備がないといけないわけでございます。

現状、私どもの町内の小児科につきましては、この件につきまして、もう10年以上になりますか、その前ぐらいに設備、医院が新設されるときに、もうちょっと早かったら手を打てたのにな、ということで残念がられました。

今後、そういう病院の新設あるいは拡大等が見込まれるときにはですね、こういう対応もぜひともお願いしたいということで、私どもも積極的にお願いしたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 今の、町内でも、もしかしたら将来的にできることを希望して。

皆さんもそう思っていると思います。

次はですね、今予約が電話のみになっているんですけども、Webというか、オンラインで空き状態の確認や、そういうものが24時間できれば、預けようと思ってある保護者も、子供の病気というのは夜中に急変したりして、そういうこともあるので、その時点で、予約ができたり確認ができたりすれば、保護者にとって大分助けになるんじゃないかと思いますが、Webとかにする、方向性はありますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 本件に限らず、様々なもので予約等を多様化するという取り組みを進めておりますので、それについても、今お話しの内容につきましても、対象として考慮に入れて、検討するようにしてまいります。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） いろいろ、病児保育に、預かってある方の、利用している方の御意見、預けてみて、こういうところがもっと改善したらもっといい方向に行く、というような改善点など、利用者の声を把握しているのか、聞いてあるのか、アンケートみたいなことを行ってあるのかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、こども育成課です。

ただいまの御質問ですけれども、基本的に今、大坪医院さんのほうで対応していただいているんですけれども、特に町のほうに、こうしてくださいとかいう、そういったアンケートとかいうのは、ちょっとまだ確認できてないので、今のお話がありましたので、また調整して粕屋町・久山町合同で運営しておりますので、もうちょっと再確認ということで、検討させていただければと思います。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） それと広報にも、去年も今年も毎年載せてありますけれども、今、病児保育があるということ載せてあるんですけれども、何か提供はしてあるんですけれども、情報の共有ができてないといいますか、例えば、月曜日に病児保育で預けたいと思う人は、金曜日の17時までに予約をしないといけないような状況に書いてあるんです。

それで、子供というのは、日曜日の夜とか金曜日の夜とかになったら、病気になることもあるんですけれども、それを見ただけで、もう預けられないと思ってある方もいらっしゃるようですので、そういうところを、もうちょっとみんなが分かるように、執行部の方、行政と共有できるような情報の書き方というのはいけないか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、答弁は頂きますが、以前も申し上げましたが、ここは、一般質問というのは、町の方向性を問うところでございますので、そういう事務レベルのものは、差し控えていただくと助かります。

では、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） ただいまの御質問ですけれども、今現在周知につきましては、町のホームページ、あと町の広報紙今年8月号に掲載をしております。

子育てガイドブックにつきましても、本事業を掲載しております。この子育てガイドブックは、妊娠された方、また母子手帳交付される際に、転入時に合わせて配布し

ています。

また、こども育成課・オアシス篠栗の窓口にも配布をしており、そのほか町内の幼稚園・保育所・認定こども園につきましては施設のほうから配布をしております。

それとガイドブックの内容につきまして。

○議長（荒牧 泰範） 課長。

もう少し、ゆっくりはっきり発言してください。

○こども育成課長（藤 幸三） すいません。

ガイドブックの内容につきましては、今、事前予約につきまして、ちょっと分かりにくい部分があるなど、私も思いました。

そこで大坪医院さん、粕屋町・久山町さんと協議して、今回の、記載内容の改善の時期ですので、また協議をしまして、分かりやすい表現するように、今話を進めていくということで検討しております。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 先ほど、ファミリーサポートでの送迎とかの話をしましたけども、やはり、病気の子供を預かるということで、いろいろ乗り越えていけない問題があるとは思いますが。

それで、お迎えサービスということで、今年の5月から、宗像市が、「病児保育のお迎えサービス」というのを行っていまして、子供は年齢が低い子供ほど熱を出すことがあって、保育所等から電話があり、保護者は迎えに行かなければいけません。

そこで、すぐ迎えに行けるところの方はいいんですけども、やはり、仕事上すぐ抜けられなかったり、職場が遠かったりして時間がかかります。預かっている保育所のほうとしても、子供が熱とか出して、病気的时候は少しでも早く迎えに来てほしいという気持ちはあると思います。そして、保育士の方にも負担がかかると思います。

そういうことで、宗像市は、「病児保育お迎えサービス」というのをを行い、病児保育を行っている病院の看護師とか保育士の方が幼稚園に迎えに行くというサービスがあるんですけども、そういうことで、保護者の安心を得るような対策というのは考えてありますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、答弁を求めますが、再三申し上げますが、先進事例とかがあれば最初の質問に入れていただくと、スムーズな答弁ができますので、以後お気をつけください。

では、答弁頂けますか。

はい、こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） はい、ファミリーサポートセンターの御利用ですけども、病気のお子さんの預かりにつきましては、十分な安全対策の確保など課題が多い状況でございます。

また、まかせて会員さんの中には高齢の方もおられまして、本人または家族の感染の恐れもあるということで、現在は病気のお子さんの預かりはできないこととなっております。

ただ、送迎や回復期などのお子さんの預かりなど、可能な部分があるかどうか、もう一度協議を進めたいと思いますので、社会福祉協議会のほうにお話をしてみようかとは思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問、ございますか。

○議員（太郎良 瞳） 宗像市のような件は、あ、聞いても？

○議長（荒牧 泰範） はい、どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 宗像市が行っているような「病児保育お迎えサービス」みたいな、病児保育を行っている所の病院から看護師や保育士が迎えに行くというような、そのサービスができるように持っていくというのは難しいことでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） こども育成課長。

○こども育成課長（藤 幸三） 今、お話ありましたファミリーサポートセンターで病児保育をしている市町村が、県内では4か所ほどあるということで、今調べておりますけども病児保育をしている病院とかいうところが近隣にどれだけあるかというのは、まだ把握しておりませんので、可能かどうかも含めて調査が必要かなとは思っています。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい。

質問順位3番、崎山佐穂議員、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

現在の水泳学習の在り方と今後のビジョンについて質問させていただきます。

篠栗町の小中学校では、通常6月から夏休みの前の期間までに各校に設置された屋外プールにて水泳学習が実施されています。期待感を持って意欲的に取り組む子供、水が苦手と難しいと感じる子供など、一人一人の水泳に対する思いは様々です。

文部科学省の水泳指導の手引きによると、水泳学習の趣旨・目的は、水泳系で求められる身体能力を身につけること、また水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことと明記されています。

1年間に実施される水泳の授業時間は限られるとはいえ、全ての児童生徒の命に関わる学習であり、機会均等のためにも、義務教育期間における水泳学習は重要であると考えます。

しかし、気温と水温の関係、落雷注意報や警報、熱中症警戒アラートのために中止となる日もあると聞きます。

今年も、他の自治体では、プールサイドでのやけどや事故があり、さらには改修費用の増大など、今まで以上に地域や保護者も水泳学習に対して、危機感を持っておられるようです。

篠栗町内における5校の小中学校でも、現在、篠栗北中学校のプールに関しては完全に使用できなくなっていると聞いています。

近年、学校プール施設における維持費や修繕費用の削減、教員の働き方改革、水泳専門のインストラクターによる泳力向上のメリットがあることから、近隣でも民間委託に切替えられているところがあると、メディアを通して伝えられ、住民の関心も高いと考えます。

以上のことから、3つの項目に分けて質問をいたします。

各小中学校で水泳学習が開催できなかった日数と理由をお尋ねします。

また、学校プールが全く使用できない学校もありますが、義務教育期間の機会均等をどう考えておられますか。

2、篠栗町の小中学校の年間のプールの維持費また老朽化による学校プールの改修や建て替えに、多額の財政負担が発生する可能性があります。5校の公立学校の状況とその対応策を教えてください。

3、財政面と教育的観点のバランスをとったビジョンが必要と思います。

今後の展望をお伺いいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。

崎山議員より、「現在の水泳学習の在り方について」の御質問を頂きました。答弁をいたします。

まず、最初の「各小・中学校、開催できなかった日数と理由、学校プールが使用できない学校もあるが、義務教育機関の機会の均等をどう考えるか」の御質問にお答えします。

出来なかった日数は、本年度、篠栗北中学校が、北勢門小学校にて着衣水泳を計画

しておりましたが、雷注意報が出た関係で中止いたしました。それ以外につきましては、計画どおり実施いたしております。

機会の均等につきましては、質問3に併せて答弁をいたします。

2つ目に、「本町における小中学校のプールの維持費は、また老朽化によるプール改修や建て替えに多額の財政負担が発生する可能性がある。5校の公立学校状況とその対応策は」の御質問にお答えいたします。

維持費については本年度、篠栗北中学校を除く4校で、水質検査代12万8,000円、ろ過装置点検委託料5万2,800円、薬品代28万3,118円、上下水道代につきましては、プール用メーターを設置しているのが篠栗小学校でございますので、篠栗小学校で約40万円ございました。4校で160万円ということになりますので、電気代を除く合計は、年間約200万円ということになります。

各学校の状況については、篠栗中学校については、平成27年に改修を行っております。しかし、各小学校については、老朽化が進んでおり、毎年修繕にて対応しております。その修繕料としては、直近5年間に6件、1万円から150万円で、平均すると年額50万円ございました。しかし、勢門小学校の防水工事には、約3,000万円が必要であり、篠栗北中学校においては、再建する必要があることから、約2億円が見込まれます。どちらも修繕・再建のめどが立っておりません。

今後については、北勢門小学校や篠栗中学校との共用を含め、実施内容の検討を指示しております。

3つ目の「財政面と教育的観点のバランスをとったビジョンが必要と思うが、今後の展望を伺う」の御質問にお答えいたします。

学習指導要領に基づき、座学及び実技のバランスや機会の均等を考え、水泳授業を行うとともに、国や近隣の自治体の動向を注視しながら、十分に学習内容が習得できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 先ほどおっしゃられた、再建すると、各小学校中学校それぞれ建てていくと、再建すると、2億円が見込まれるということで、やはり共用だったり、民間委託だったりということを幅広く考えていかないといけないと思います。

そこでですね、プールの建て替えとなると、大きな歳出を、本当にこうやって2億円とかともなってくると思うんですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 崎山議員の、プールの問題についての御質問、実は、今年の6月18日の西日本新聞に「水泳授業で広がる民間委託、重い改修維持費用、実施の断念も」という、各地のプールの老朽化の問題が西日本新聞で大きく取上げられました。

私も、この新聞記事の中に、「福岡県篠栗町の篠栗北中学校も数年前からプールが故障しており、改修や委託のめどは立っていない」という記事もありましたので、この新聞を手元に置きながら、どうしたものかと考えていたところでございます。

まあ、それぞれの学校のプールを建て替えることが、果たして求められるものか、ということもいろいろ考えているわけですが、ちょっと、これは、まだ構想段階で、各町と協議して、「ああ、いいことだね」ということで、サインも頂いておりますので、まだ、もう少し具体的にするには、時間はかかるんですが、宇美町は、もう既に各校プールを使わずに、大野城市の民間のプールに委託して、送迎しながら授業を行っております。まあ、須恵町も、各町、各小中学校のプールが非常に老朽化している。ほかの町もそうございまして、ちょうど私ども須恵町外二ヶ町で運営しておりますクリーンパークが、数年後に新しい施設になりまして、こうなりますと発電の温水がかなり出てくるわけでございます。その辺の温水をうまく使う、すなわち、「温水プールなんかも可能性はあるよね」というような意見も出ているところでございます。

温水プールをつくるとなると、1年中授業が出来ることもあるわけで、各町が、そこに授業の一環として行くことも可能になってくる。そんな構想を今、関係町の皆さんとお話もしているところでございますので、今後の学校における水泳授業、プールの老朽化対策等々を含めまして、いろいろ選択肢があろうかと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

ちなみにすいません、教育長。

先ほど、「教育の機会均等、座学及び実技のバランスや機会の均等を考え水泳授業を行うとともに」、崎山議員が生徒児童のことを思って心配してらっしゃったのは、プールがない学校との機会均等はどうか、という質問ですね、もしよろしければ、そこもせっかくの機会ですからお答え頂くと助かりますが。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいまの質問の内容でございますけれども、まずもって水泳指導につきましては、学習指導要領において、場合によっては、座学で済ませると

いうことも認められております。

したがいまして、必ずしも、実技を伴わなければいけないということではないということではないので、それも含めまして、各中学校と申しますか、特に篠栗北中学校においては、しっかりその辺の内容も含めて、もちろん年間を通する体育の授業は変わりませんので、それ以外の体育の授業等において経験させたり、そういう意味でのバランス、それから、先ほど触れましたように篠栗中学校や北小との共有化、その辺りを考慮しながら、できる限りの機会を与えるというところで答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 通して、再質問ございますか。

はい、どうぞ、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 先ほど言われたことから、ちょっと質問なんですけど、できなかった日数への質問に対して、篠栗北中学校が着衣泳を計画していたが、中止となったのは、延期ではなくて中止でということは、篠栗北中学校は、今年は1回もできなかったということになりますか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） プールの使用につきましては、着衣泳をした場合は、そのあとの、洗浄、その他、ものすごく時間がかかります。

したがいまして、1番最後に行うということでございますので、その日ができなければ、残念でございますけれども、その年における着衣泳はなしということで、本年度はしておりません。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問、ございますか。

はい、おおむね1時間経過いたしましたので、11時5分より再開したいと思います。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（荒牧 泰範） 予告時間前でございますがおそろいですので再開いたします。

質問順位4番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号7番、品川静でございます。

本日は、「居心地良く歩きたくなるまちなかづくりの推進を」について質問させていただきます。

道路は、人体に例えると血管のような役割を果たし、まち全体に張り巡らされ、産業・経済・社会生活の基盤を担っています。2020年6月、国土交通省が18年ぶりに道路政策ビジョンを発表し、道路政策の方向性を示しています。道路政策の原点を「人々の幸せの実現を」と定義し、道路法にも、「歩行者の利便増進」が初めて導入されました。道路整備の在り方が、車から人へ、人々の多様なニーズへの対応に変化しています。

次の4点について伺います。

1、出生率減少、高齢者世帯の割合増加、免許返納で移動手段がなくなるなどで、人々のつながりが希薄になっている昨今、「歩くこと」に着目したまちづくりは、地域の活性化、新しい出会いや賑わいの創出、健康促進、孤独・孤立の防止、地域消費の拡大、環境保護への貢献、新たな価値の創造など、様々な効果が期待できます。

そこで、「居心地良く歩きたくなるまち（ウォークブルシティ）推進」について町長の考えを伺います。

2、開発による道路環境の変化への対策と付加価値構築についてです。

商業施設開発では、地域の生活の利便性向上、経済の活性化や、雇用創出も期待される一方で、車の渋滞緩和策や歩行者の安全と利便性の確保などの課題があります。現在、開発中の和田区では、車の交通量増加による渋滞悪化や施設出入口での事故、歩行者への安全面などが危惧されています。現在、協議されている周辺道路の対策をお聞かせください。

また、今後、段階的に周辺の川や森などの自然環境を活かした「歩きたくなる」魅力のある道路としての付加価値への構築への可能性はどうでしょうか。

3、歩きやすいまちにするためには、公共交通機関との連携やライドシェアなどによる移動手段の工夫が必要になりますが、オアシス篠栗巡回バスの停留所や運行時間の再考、その他新たな取り組みはありますか。

4、道路政策ビジョンでは、道路の役割は移動のための空間を提供することとされています。

9月に入っても猛暑が続くとの予報です。そこで、指定暑熱避難施設のクーリングシェルターを町内外の人々が移動時に滞在し、交流できる空間に活用できないかと考えます。

クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートの発表期間中、冷房施設が整った施設を一般に開放する目的で、篠栗町には公的機関5か所が指定されています。

しかし、アラート発表期間以外でも、夏場の休息場所として立ち寄ることができれ

ば、熱中症対策だけでなく、人々が集う場所になると考えられます。

町内に広くクーリングシェルターを拡充するべきだと考えますが、現在の運営状況と官民連携の現状について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、品川議員から、「居心地良く歩きたくなるまちなかづくりの推進について」ということで4項目の御質問を頂きました。

2020年6月に国土交通省が発表した道路ビジョンは、道路政策を通じて、20年後の2040年の日本社会の姿を示したものでございまして、SDGsや人間中心の社会の実現を目標に、人々の幸せにつながる道路を原点とし、その一環として、居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォークアブルまちなか）づくりを推進しますということをやっております。

1の「居心地が良く歩きたくなるまち（ウォークアブルシティ）の推進について」の御質問については、人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力が低下する中で、まちなかに賑わいを創出し、交流や滞在空間の創出に向けた取り組みを行うものであります。「歩くこと」に着目したまちづくりとして、道路の歩道整備や、交差点部分の改良など、歩行者にやさしい道路整備や、公園などの公共空間や民間空地等を利用して魅力的なまちづくりを推進したいと考えております。これに沿ったソフト・ハード両面の整備を今後行っていく必要があると考えております。

2の「開発による道路環境の変化への対策と付加価値構築について」の御質問ですが、議員が指摘されてある商業施設開発については、現在和田地区において進行中の土地区画整理事業による商業用地の開発を指していらっしゃるものと思います。

現在も、この地域周辺の道路につきましては、朝夕の時間帯では特に渋滞の傾向が見られます。今後、これらの施設の開業を迎えますと、買い物等で利用される方々の動線が加わり、さらにその傾向が顕著になることが予想されます。このため、地域からも、歩行者の交通の安全対策を含めた要望が上がっております。これらに関する施設につきましては、交通管理者であります粕屋警察署とも協議の上、必要な施設の整備を協働で行ってまいりたいと考えております。

また、ウォーキングは比較的簡易にかつ安全に行え、用具も必要としないことから、気軽に始めることができます。習慣的に行うことによって日常生活動作や質が向上するだけではなく、生活習慣病などの予防改善に有効であることに加えて、ウォーキン

グで屋外に出ることで、人々とのコミュニケーションを取る機会が増えるなど、社会とのつながり、引きこもりや認知機能低下の防止などに有効なツールになると考えられます。こういった意味からも、歩きたくなる魅力のある道路の付加価値の構築について、市街地に隣接する篠栗九大の森の更なる活用や交通量が少なく安全に歩くことができる農作業用の道路や、河川堤防敷の一部の道路区間について、田園風景や自然を感じるウォーキングコースとしての可能性や必要な整備を検討していきたいと考えます。

3番目の「歩きやすいまちにするためのオアシス巡回バスの停留所や、運行時間の再考、その他新たな取り組みはあるのか」についてお答えいたします。

オアシス巡回バスは、平成12年にオアシス篠栗開設後、福祉バスとして運行が開始され、長年にわたり多くの方々に利用されてきました。

これまで各区からの停留所新設の依頼や運行時間の見直しに関する御意見を受けて、契約範囲内で対応可能な部分については対応してまいったところでございます。新たな停留所の増設や運行時間の再考については、交通事情や、利用者数、ダイヤ全体への影響を慎重に検討していく必要がございます。また、バスの増便についても費用面での課題があるため、実現には時間がかかる可能性があります。

一方で、近年の住宅地の増加や地域の高齢化など、オアシス巡回バス運行開始時と比べて、地域の事情が大きく変化していることを受けて指定管理者やバス会社と共に、運行経路やダイヤの見直し費用の精査を進めているところでございます。

また、既存のバス運行の改善に加えて、関係課と協議しながら、コミュニティーバスやオンデマンドバスの活用を含め、公共交通とのシームレスな連携を図り、より便利で多様な移動手段の提供を検討中でございます。こうした取り組みで、徒歩と公共交通の組合せによる移動が一層円滑になり、特に高齢者や運転免許返納された方々にとって、日常生活の利便性が向上することが期待されます。

今後もオアシス巡回バスをより多くの方々に安心して利用頂けるよう検討を重ねてまいります。

4の「指定暑熱避難施設のクーリングシェルターを熱中症対策としての役割だけでなく、人々が集まる場所として活用できないかという提案と現在の運営状況や官民連携の現状」についてお答えいたします。

近年、地球温暖化の影響で猛暑日が増加しており、クーリングシェルターの重要性がますます高まっております。令和6年4月に施行された気候変動適応法の改正により、熱中症警戒情報が法的に位置づけられ、重大な健康被害が発生する恐れがある場

合に発表される「熱中症特別警戒情報」が創設されました。これに伴いまして、篠栗町は、指定暑熱避難所施設（クーリングシェルター）及び熱中症対策普及団体を指定することが求められております。

篠栗町では本庁、クリエイト篠栗、図書館、オアシス篠栗、カブトの森公園の5か所を、現在クーリングシェルターとして指定しております。これらの施設は、熱中症特別警戒アラート発令時に限って解放されるだけでなく、アラート期間外でも、施設の開館時間中は、町内外の利用者に開放され、休息の場として活用されています。民間事業所での展開については、現在、幾つかの事業所と協議を進めているところでございます。また、他の事業所にもクーリングシェルターの導入や熱中症対策普及団体としての登録を促進するため、引き続き取り組んでまいります。

「熱中症特別警戒アラート」は、翌日の日中の暑さ指数が35以上と予測される場合に発令されるわけでございます。この情報は前日の14時に提供され、篠栗町では4月から10月の期間中、このアラートに基づき、クーリングシェルターの活用を進めてまいります。

クーリングシェルターの利用は、熱中症特別警戒アラート発令時以外でも有効ですので、気軽に立ち寄っていただき、熱中症予防に役立てていただければと考えております。

今後、クーリングシェルターの機能拡充にあたっては、熱中症対策に加えて地域住民が日常的に交流できる場としての機能を持たせることが望ましいと考えます。

その際、特に民間事業所における新たな活用方法については、関係者との協議や必要な許可を得ながら進めていく必要がございます。

現時点では、クーリングシェルターの運営と官民連携の基盤を整えた上で、多様な利用方法についても、引き続き検討し、実現してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） はい。

商業施設の周りのことはですね、今、地域から上がっている要望も含めて検討していただいているということでしたので、付加価値の部分をもう少し伺いたいと思うんですけれども、今、例えばですね、和田の、今、地区だと、商業施設ができて、川があって、九大の森もあって、人が住んでいる場所があって、駅からも歩いてこれるような場所というふうに考えると、そこがやっぱり歩ける場所というのが理想だと思う

んですけれども、どうしてもトラックとかが多くて、今現状ある道路の横に歩道をつくってもやっぱり歩きたくなる道路にはならないかなあというイメージで、もう少しこう柔軟に幅広く考えていただけたらなと思うので。

例えば、九大の森の入り口が別にあったら、もしかしたら、そういうトラックの往来がないような道ができて、川沿いのあたりからつながるようなことというのも考えられたりすると思うんですけれども、そういう柔軟なこれからの道、歩きたくなる道というところかというと、なるべく道路の車の往来とかを避けたような場所を、という検討もしていただきたいと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。

今お話の道路は、福岡東鉄工団地からずっと新たな開発される地域までおりてくる道路のことをイメージされてあると思っております。

おっしゃるとおり、道を、歩道をちゃんとしても、かなり産業用車両がたくさん通るわけですので、御心配のこともあろうかと思っております。

ちょっと話は違いますが、九大の森の隣地、南側については、これについても九州大学が売却したいということを書いてらっしゃって、その後、町はどうされますか、ということで、私どもまだその計画の可能性はありません、というふうに言っておりますが、仮にここが民間が購入し、とかいうようなことになっていくと、そちらのほうに九大の森から道をつなげるということも可能になってくるわけでございます。

ちょっと時間はかかりますけれども、九大の森の別ルートというのは、やっぱり今後、十分検討する余地があろうかというふうに思っております。

また、鉄工団地からの道路のみならず、周辺は結構、国道201号線とも重なっておりますので、大きな車両が、かなりのスピードを持って行き来するわけでございます。

もう少しこう考えてみますと、道路の農道の畦だったり、国道を、下を通って上がってくるとか、門松駅からずっと道が続いているわけですけど、そういうふうな道路もうまく考えていきながら、歩くのに1番適切なルートを、私どももしっかり検討し整備することも必要ではなかろうかというふうに思います。

○議長（荒牧 泰範） 品川議員、再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） はい。

次にクーリングシェルターの指定なんですけれども、今まだ始まったばかりという

ことだと思うんですが、やっぱり5か所、カブトの森以外は、全部同じ場所に、ほぼ同じ場所にあると思うんですが、理想はやはり、その、例えば買物に行くとかですね、駅に向かって歩いていくとか、皆さんやっぱり使っていく道というのは、生活の動線の中に、やっぱり、クーリングシェルターというのはあるのが理想だと思うんですが、今後、そのような考えで進めていくのかどうかをちょっとお聞かせ頂いてもよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、民間の企業さんとのいろんな交渉あるいはヒアリング等は担当課の方で行っているところでございまして、手を挙げていただけるような企業さんが出てくれば、今おっしゃったように、役場近辺に集中しているものがちょっと離れたところもいいよ、というようなことになってくるとですね、理想的かなというふうに思っておりますので、引き続き、粘り強く御相談していかなければいけないなというふうに思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） でですね、既存のバスの改善に加えて、オアシスバスの改善に加えて、コミュニティーバスやオンデマンドバスの活用などの多様な手段を検討中というお答えを頂いていたので、今、オアシスバスって健康課の管轄だと思うんですけども、その枠を超えていろいろ考えてくださっているということが分かったので、利便性というのが、それが実現していくと増していくかなと思うので、停留所の設定とかですね、あとは運行の時間とかも自由度も増してくるのかなあと思うんですけども。

やっぱり停留所というのは待ち時間というのがあると思うんですけども、その待ち時間のところにクーリングシェルターがあって、停留所もあってというふうに連動しているとすごく、皆さん、町民の方も、あとは事業者の方もメリットがあると思うんですね。

例えば、買物をしました、で、待ってます、となったときに、お互いの買ったものを口コミで話したりとかという状態もあったりするかもしれませんし、やっぱり涼しい場所で待てるっていう待機の時間、すごく町民の方も助かると思います。

歩いて行っても帰りは荷物がたくさんあってやっぱりバスを使いたい、となってきたときに、やっぱり歩くという意欲というのは増すと思うんですね、帰りはバスが使えるとか、行き、片道だけ歩けばいい、というふうに連動していけたらなという

こともあるので、その辺の連携も踏まえて、クーリングシェルターと停留所というのを連携させるような考え方でも、検討していただけたらと思うんですが、そちらをお聞かせ頂いてよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 現在は、健康課所管のオアシス篠栗の指定管理者のほうで、いろいろ運行について検討しているわけですが、1番の課題は、やっぱりもう1台増やすことが、今おっしゃったようないろんな課題を解決する1番の近道であるということの方向性を、私どもも担当課と確認しておりまして、なおかつ今2台で運行しておりますので、グルーッと回っていかないと自分の家にたどりつかない。

それもやっぱり少し改善できるかなというところで、一生懸命そのルートであったり、それから台数のことであったり、もう少しバスを小型化して、機能性を持たせて、価格も下げることによってやれないかとか、あるいは近隣が行っておりますように、コミュニティーバス化によって料金を徴収するというのもどうなのだろうかとか、いろんな可能性を今考えているところでございます。

引き続き、以前から考えていることを、まだ考えていると言われてしまうかも分かりませんが、オアシス篠栗の指定管理者、またちょっとこれについてはいろいろ皆さんと御協議していきながらいかなければいけません、次の指定管理者になるところでしっかりと新たな姿にしていければいいかなというふうに、今思っているところでございます。

それプラス、先ほどのクーリングシェルターとも兼ね合わせる、あるいは、以前いろいろ議員の皆様から御質問があってございました、停留所における椅子の話だとか、そういうことも解決できていければいいかなというふうに思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（品川 静） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

質問順位5番、横山和輝議員。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい。

議席番号6番、横山でございます。

今回は産業団地内の地滑りについて質問いたします。

それでは早速質問いたします。

篠栗北地区産業団地の事業用地2では、ケアユー株式会社が撤退し、その後、アト

ム株式会社と売買契約の締結が行われました。

しかし、この事業用地2に接している法面は大した降雨がなかったにもかかわらず、法面に大きな地滑りが生じております。

このことを踏まえ、四つ質問を行います。

一つ目は、地滑りが起きた原因は何でしょうか。また、同等レベルのことが起きた際には、地滑りが産業団地全体で起こりうるのでしょうか。早急に補修しなければ、現状よりも悪化するのではないか、説明を求めます。

二つ目は、令和6年第3回臨時会において、大規模な災害がない限り事業用地2が崩れることはない、安全であると執行部は説明していましたが、その根拠を教えてください。また、事業用地2も問題なく建築することができるかと説明しましたが、この地滑りは法面に接しておりますが、建築において、なぜ影響がないか説明を求めます。

三つ目は地滑りの調査を始めて1年以上が経ちますが、いつまで調査を行う予定でしょうか。また、この箇所を補修するには莫大な費用がかかると考えられます。通常、工事を請け負った設計または施工会社が負担するものだと考えますが、見解を求めます。

四つ目は、アトム株式会社は、当然、隣接法面の地滑りの状況を把握して用地買収に踏み切ったと考えますが、今後の施設建築に向けたスケジュールがどのようになっているかお尋ねいたします。

以上、四つの質問の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からは、産業団地の地滑りについて、4項目にわたり御質問を頂きました。

まず、これらの御質問の各項目につきましては、まちづくり課長から答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） まず、1問目の「地滑りが起きた原因は何か等について」の御質問にお答えします。

現在、法面調査観測中でございまして、その調査におきまして、事業用地2の北側法面につきましては、上部では深さ2.5メートルほどのところの軟弱層、下部では、深さ4.25メートルほどのところの軟弱層が滑り面として想定されます。西側法面クラックにおいては、深さ3メートルほどのところの軟弱層が滑り面として想定されま

す。令和5年6月末から続いた長雨と、7月10日の大雨、短時間豪雨による地下水位の急激な上昇と、集水に伴う半減期の異なり等を受けている可能性があると考えられます。

次に、地滑りが産業団地全体に起こりうるかにつきましては、抑止工事など施されておりますので、その可能性はございませんし、現状、ほかでの状況は見受けられません。

また、現在の状況より悪化するのでは、とのことですが、今年度におきましては、例年より梅雨時期も雨が少ない状況で、調査観測においても、変動を捉える動きはございません。しかしながら、調査観測の状況からも見えてきていることもあり、議員の心配のとおり被害発生時と同規模の雨状況があればないとは言えません。今後は詳細な観測結果をもとに設計及び抑止や抑制の工事を早急に進めてまいります。

2問目の、「事業用地2の安全や建築における影響について」でございますが、令和6年8月臨時会において議決頂いた「議案50号財産の処分について」にて説明を行い、審議されたものではございますが、現状把握の内容も踏まえお答えいたします。

先ほど、調査観測にて滑り面と想定される話をいたしました。想定影響部分が町有地法面であり、事業用地2の敷地においては兆候なども見受けられないため、安全で影響がない旨の説明をいたしました。

また、新規購入者においては、重要事項説明に記載し、別に現地写真等を踏まえ、説明を行った旨は、同臨時会において、資料を踏まえお話ししたとおりでございます。

今後の事業用地2の建築と地滑りに伴う対策については、双方工程等が分かり次第、アトム株式会社と協議を行いながら、施工を行う予定でございます。

3問目の、「調査及び負担について」の御質問にお答えいたします。

調査におきましては、令和5年10月30日に契約を行い、令和6年第1回定例会補正予算において、降雨量も少なく、地下水位の状況や変動を確認し設計データとして反映させるため、今後も観測する必要があり業務を継続、令和6年10月末を予定とし、繰越の議決を頂いた内容のとおりでございます。

工事負担におきましては、造成完了公告後年数が経過していること、また、基準に準拠し設計されており設計規格地内で施工されていること、昨年の擁壁崩壊までの間に同等以上の降雨があるが影響がなかったこと、今回の調査観測での想定原因が、切土法面箇所での短時間豪雨により、地下水位が急激に上昇し、滑り面に影響を及ぼしたもので、当初造成において把握できないものでもあることから、設計会社や施工業

者の過失による被害ではないと考えられるため、設計会社や施工業者が負担するものではないと考えています。

4番目の、「今後の施設建設に向けたスケジュールについて」ですが、詳細に関しましては、1企業の経過中のものでありますので、お答えできませんが、現在、令和8年12月操業に向け進められております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい。

ではまず、原因についてなんですけれども、短時間豪雨が、まあ、今よくある線状降水帯ですね、そういった雨が降ってそれが、地下の滑り面に当たってこういったことが起きたと言いますけれども、毎年起こりうることじゃないですか。

このぐらいの雨でしたら、つまりもう毎年のようにですね、産業団地っていうのはもう崩れる可能性がある、そのぐらいの強度しかないということなんですか。

そこ、まずちょっと答えてもらっていいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今調査していただいている機関、企業からつい先日報告を頂いた資料がございまして、これについて、また私どもの担当課から、予算審議のとき、決算審議等、全員皆様方がお集まりのときに、詳細に資料をもとに説明したいと思っております。

内容につきましてはですね、今お話があるように、御質問の中で御心配がございましたが、そのような状況、つまり全体が壊れるというような状況に至る可能性はございませんので、その辺のところも、詳細な資料が、現時点での詳細な資料が出てきておりますので、別の機会に御説明をしたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長が言われたその資料っていうのは、調査会社が出された資料になるのでしょうか。

それとも施工会社が出してきた資料になるのでしょうか。

どちらになるんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 調査会社が出してきた資料でございます。

これに基づいて具体的な工法を考えていくという流れになると思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あと全体的に答弁を聞いていて、ん？と思うところがあるんですけれども。片方はもう安全ですと、何の影響もありません、壊れているところはですね、問題なく事業用地2も建築できますよ、と言ってる一方ですね、もう一方は、まだ観測していかないといけないと、また施工して直さないといけないという答弁をされてるんですね。

極端な話ですよ。極端な話、もうここは直さなくても問題ないんですかと。

直さないと問題があるのでしたら、それは安全と言えないと思うんですね。

そのどちらに当たるんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） どなたが答弁されますか。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 安全のために、一部手直しをしなければいけないということで申し上げているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） なので、まだもちろん直したあとは安全なのでしょうけど、今現段階ではもう安全と、完全に全く問題ありませんよ、とは言える状況ではないということでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ですから、調査をし、10月末までに多分この調査の完了が終わると思いますので、それに基づいて、早速工事に入るというふうに申し上げているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） また、1番ちょっと気になったところはですね、今これ崩れた状況で直しますと、補償しますという中で、これは設計であったり、また、実際工事を行った施工会社は何ら問題ありませんということを答弁されたと思うんですけれども、ということはきちんとですね、手抜き工事もなく行ったということなんでしょうけれども、それは誰が判断したんですかというのが一つと、その調査会社がきちんとそこは見たのか、それともまた、町の職員がそこまでできるかどうか分かりませんが、きちんと調査を行ったとかですね。そういうことされたのかですね、そこはどうなんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 全体工事につきましては、私ども完了公告に基づいて、県の監督

のもとにしっかり確認をしていただいて、この工事は何の瑕疵もなく終わったということ、でもって、これは安全に各工事が完了したという理解をしているところでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長は県が大丈夫ですよ、完了公告きましたと、言いましたけど、県、県はそこまでするでしょうか、建築確認じゃないわけですから、これは造成ですから、言ったら産業団地全体をこういうふうに造成します、こういう仕様でします、許可してくださいねと言われたときに、じゃあ県は許可しますよ、と。ただ、ここら辺きちんとつくるのは、申請者がきちんと責任持ってつくってくださいねっていうのが県のスタンスじゃないですかね。

何か今の答弁だと法面のとこ工事したところも、工事前なのか、工事中なのか、後なのか分かりませんが、もう県の職員が来て、きちんと確認しましたというように聞こえるわけですね。

もしそれだとしたら今崩れた原因っていうのは県にもね発生するんじゃないかと思うんですけども、そこまで本当に県はされたんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問の内容がちょっと分かりかねるんですが、私どもは、設計をお願いし、施工会社に施工してもらい、その設計施工の内容については、こういうふうな施工でいいですよということで、私ども確認を受けたところで、そのとおり工事をして、そして建築工場の現場ではずーっとその期間、私どもがお願いした管理、これは県の管理会社ですけれども、そこをお願いした。

で、途中増工をしましたね。これは令和2年に完了してますから、議員がなられる前かも分かりません。それが原因があって、一部この法面を補強したほうがいいですよということで、約1億円かけて増工いたしました。

そこの東側が今ちょっと、ズレてきているわけですけど、そのときには、そこまでは想定しなくていいでしょう、ということでいったわけで、そういうふうないろんな流れがある中で、こういう、建設が終わり、土木工事が終わり、そして今に至ってるわけでございます。

ずっと遡ってどこかに原因があったっていうようなことを、今この時点で、どこかの誰かが瑕疵があったから、現状こうなってるっていうようなことを、私どもが今お話しできる状況ではないと思いますし、現状こういうふうな状況があるので、これを対処して、より安全なものにしていくという作業を優先しなければいけないというふ

うに思っているわけでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そういう場じゃないっていうのは分かりますけれども、ただちよっと答弁で気になったのはですね、こちらは法面つけたほうがいいと、もうこちらはしなくても大丈夫ですよ、で、結果崩れてるじゃないですか、そこが。

そこが原因で、恐らくそこが原因だと思うんですよ、その部分だけ押し寄せてきてる。

それ設計ミスじゃないですか、それは。そう言ってみればですね。

やっぱね、粗探しするわけじゃないですけども、ただこういったときに、まず、行政として何を考えないといけないか、本当に工事が適正に行われたかをやっぱり調べないといけないと思うんですよ、言ってみればもう手抜き工事をしてないかどうかですね、徹底的に調べないといけないと思います。

ようするに、考えてみればおかしな話じゃないですか。

町は設計してこういうのにつくってくださいよと、言ってみれば町はお客さんですよ。つくってもらったら崩れてるんですよ。それをしょうがないから、私たちが払おうかっていうふうになりますかねと思ってですね。

あと、私はまだ若干手抜き工事だったほうがいい面もあると思うんですよ。というのもですね、これが本当にきちんと規定どおりつくられて、完璧なものをつくりましたよ、と。

設計、施工会社がきちんとしたものをつくりましたよって、ちゃんとのとってですね、いろんな防災マニュアルにのってつくりましたと、で完成しましたよ、でも崩れました。

じゃあ、もうね、ここはねそんな強度がないんですよ、この産業団地というのとはですね。

もう、あちこちもいろいろ工事を行ってるから大丈夫です、と答弁されましたけれども、そうとはやっぱり限らないです。

そらそうです、毎年起こる雨ぐらいで、崩れるわけですからね。

それもうそれは本当に怖いことだと思いますよ。なのでやっぱり私はね、徹底的にそこはね、原因を追求していかないと、本当に問題ないと言われるのだったら、まずあそこに建物を建てること自体がもうどうなんだという話にもなってくると思いますんでね。

これはもう答弁要りませんので、もうこれだけ言って終わりますけど。

ただ、最後に一つだけ、質問させてもらいたいですけれども。

町が負担すると、設計、施工会社の問題じゃないということで、町が負担していかないといけないとおっしゃいましたけれども、あそこを直すとなると、言ってみれば、どうですか、ただ、前の現状どおりに戻すんですか。それとも、より深く締め直したりですね、より強固なものにするっていうことなんですか。

そこだけちょっと最後聞かせてください。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） すべりが起こらないように工法は今から考えていきますけれども、パイルを打ち込んだりというような形での補強をするという工事になるかと思いません。

これについてはまた、調査が完了した後に、設計、それから工事に入るわけですが、都度議会に御審議頂いて予算措置をしていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと質問するつもりなかったんです。

最後に一つだけ、ちょっと気になったことがありましたので、お尋ねしますけれども。

今言った設計施工会社の責任ではないと。

これは、誰の報告になるんですが、その調査会社がきちんと全部、そこら辺を調査して、全く問題なかったですよっていう報告なんですか。

そこだけその誰の判断なのかをちょっと最後教えてください。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） この大規模な工事につきまして、当然町も、注視しながらずっと工事を見守ってきました。

で、工事をしていただいた。

この上場企業にお願いしたわけでございますけれども、最終的にいろんな報告を受けて、最終的に判断したっていうのは当然私であろうかと思えます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） つまり調査会社であったり、施工会社であったり、設計会社であったり、それぞれの報告を聞いた上で、決断したのは町だと。

これはもう施工会社、設計会社の問題じゃないということで、そういう認識でよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほどの御質問と今の改めてのお話とはちょっと何か時系列的にちょっとずれがあるような気がするんですけども、現時点でも、私がお答えするのは、私が最終的にこれは町がこれから安全のためにやろうということでは間違いありません。

○議員（横山 和輝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位 6 番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。

通告に従い一般質問いたします。

日本は高齢化が進み、2025年、来年には65歳以上の5人に1人に当たる約700万人が認知症になると推計されていることから、共に生きる社会の実現を急ぐ必要があります。認知症は物忘れや、一人歩きなどの症状があり、介護者の心身への負担はとても大きく、介護疲れや介護うつなどが課題となっています。そのような中、認知症の人と家族を笑顔にする技法の一つとして、フランス発祥の「ユマニチュード」が注目されています。

ユマニチュードとは、フランス語で「人間らしくある」を意味します。人間らしい生活を送ることは、高齢者にとっても、最後まで大切な営みであり、この当たり前の考えを、ケアの技法に生かしたのがユマニチュードです。

ユマニチュードの四つの基本技術は、「見る」相手がのけぞらない距離まで近づき、同じ視線の高さで正面から見つめる。

「話す」低めのトーンで穏やかに、ゆっくりと抑揚をつけて、前向きな言葉で話す。

「触れる」つかまず、下から支えて、触れている面積をできるだけ広くする。

「立つ」1日に20分間、立つことができれば寝たきりの予防になる、というものです。

フランスにある70人の重度の要介護者が入居する老人ホームに、ユマニチュードを導入したところ、入居している高齢者が健康を害して医療機関に入院する日数が、延べ457日から265日と、前年の58%に激減。入院費は3,700万円削減。また、看護師や介護士の欠勤が42%減少。さらに、一部の向精神薬の使用が43%削減されたという結果も出ています。

日本では「認知症に優しい街づくり」を目指す福岡市が、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象とした実証実験を実施し、効果を得たことから広く普及啓発しています。

ユマニチュードは相手を大切にするという技法なので、第7次篠栗町総合計画の基

本目標達成の一助にもなると考えます。

以下の2点をお伺いします。

1点目、認知症カフェとの連携による普及啓発について。

ユマニチュードを学ぶことで、介護の負担を軽減し、イライラしたり、困惑したり、悲しんだりと悩まれている家族の大きな支えにつながることから、家庭での実践が必要と考えます。そこで、認知症カフェや広報紙などで普及啓発を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

2点目、小中学校の児童生徒へのユマニチュード講座の受講について。

児童生徒がユマニチュードを学ぶことで、認知症の人とスムーズに関わることができると考えます。また、この技法は、友達に対する接し方としても用いられ、相手を大切にするという観点からいじめをなくす解決策の一つにもなると考えます。

そこで、小中学校の児童生徒に受講を進めるべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（荒牧 泰範） まず、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、認知症介護技法ユマニチュードの普及啓発について、2点の御質問を頂きました。

私からは、まず1番目の御質問、「認知症カフェとの連携による普及啓発について」の御質問に答弁をし、2については教育長から答弁をいたさせます。

「認知症カフェとの連携による普及啓発について」でございますが、ユマニチュードというのは今お話がありましたように、認知症のケア技法の一つでありまして、「見る、話す、触れる、立つ」を四つの柱とするケアコミュニケーションを基本とし、例えば同じ目線で正面から見る、優しく穏やかに話かけるケアの内容を伝える、広い面積で触れゆっくりと手を動かす、できる限り立つ時間を増やす、などを同時に複数組み合わせることで、認知症の方に安心感を与えるとともに、介護者の負担軽減も期待できるものと承知しております。

認知症は誰もがなりうるものでございまして、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっております。

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれるわけでございます。

町といたしましても、ささぐり福祉プラン、これは篠栗町福祉総合計画でございますが、これにおいて認知症施策の推進を掲げ、認知症の方の視点を重視した施策として、認知症を理解する啓発活動など、様々な施策を推進しているところでございます。

その施策の一つに、認知症カフェにおいては、地域における認知症に対する理解の

促進と、認知症の方やその家族の地域での生活を支援しているものでございます。

吉本議員の御質問の中にありましたとおり、ユマニチュードの有効性については十分あるものの、行動を促すことによる事故発生リスクや、ケア時間の増加などの懸念もありますので、そういった点を注視しながら、今後、認知症カフェや広報紙などで、認知症のケア技法の一つであるユマニチュードの普及促進の検討を進めたいと考えます。

また、包括連携協定先であります福岡工業大学の檜崎先生とも、専門的な知識を教えていただきながら、検討を広めていきたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 続いて、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 私からは、「小中学校児童生徒へのユマニチュード講座の受講について」の御質問にお答えいたします。

現在の状況は、まずは高齢者の身体における変化について、イヤーマフや重りバンドなどをつけての体験的な学習を行っております。それにより、高齢者の身体の不自由さについて理解を深めております。その上で、認知症に関するパンフレットなどを用いて、道徳科教育における思いやり教育などにより実施しております。

今後は、関係各課及び小中学校と連携しながら、講座・授業について内容も含めて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に再質問ございますか。

はい、吉本議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 介護をされている方からの御要望や御相談などあると思うのですが、やはり、その方々にとっては、現実、知識はあっても実際どうしたらいいかということがとても重要な問題なのだと思いますので御相談を受けた際に、ユマニチュードという技法があります、無料で見れる動画がありますよ、っていうことは役場では相談窓口からお伝えしていただくことはできるのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 今のはどなたにお尋ね・・・。

○議員（吉本 文枝） 担当課に。

○議長（荒牧 泰範） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、今回、吉本議員のほうから御質問がありましたので、認知症カフェの中でそのような講座を設けたいと思っております。

また御相談頂いた際にはそういったDVD、あとそういったものがNHKでも放送がっておりますので、その点について、御案内したいと思っております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、では次の質問どうぞ。

○議員（吉本 文枝） はい、次に移ります。

昨年度末時点で不登校の児童生徒が165人、その兆候にある児童生徒は107人と伺いました。

不登校は問題行動ではなく、不登校になった子供が悪いものでもありません。不登校の問題は、人とのつながりが乏しくなることと、学ぶ権利が侵されることだと考えます。

以下2点をお伺いします。

1点目、学習支援について。

学年の途中で発達障害であると診断された児童生徒は、次年度まで、特別支援学級に異動できないと伺いました。

通常の学級になじめない場合、不登校になる可能性が高いのが現状のようですが、特別支援学級に異動できない理由は何か、また、異動できない場合の学習支援はどのように対応してあるのかお尋ねします。

2点目、フリースクール利用料の助成について、子供が不登校になると、保護者は仕事をやめることが多く、収入が減ります。フリースクールに通うことになると、経済的に大きな負担となることから、不登校の児童生徒が通うフリースクールなどの施設利用料の一部を町で助成することはできないか、見解をお伺いします。

○議長（荒牧 泰範） 吉本議員、答弁要望者に町長の名前も示されておる、これ教育長からでよろしいですかね。

はい、では今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 吉本議員からの「学習支援について」の御質問にお答えいたします。

特別な支援が必要と考えられる子供の学びの場を検討するにあたり、教育学、心理学、医学などの専門家の意見を聴取することが必要になっております。篠栗町では、教育支援委員会を設置し、それぞれの専門家が参加して、多角的、客観的に適切な学びの場の判定をしております。

この判定の結果を保護者へ通知し、保護者の同意が得られれば、原則として次の年度から学びの場を措置変更することにしております。

年度途中での特別支援学級への措置変更が難しい理由には、幾つかの要因がございます。

まず、特別支援学級の設置計画は、通常、前年度中に決定されます。その際に必要な教員配置や予算が確定いたします。年度途中で在籍する学級の異動があった場合、年度当初の体制のままに対応することが困難になる可能性がございます。

次に、特別支援学級における指導や支援は、児童生徒一人一人の特性に応じた個別の指導計画に基づいて行われるため、新たに特別支援学級へ入級する場合には、その準備や調整に十分な時間が必要になります。

さらに、特別支援学級の定員には限りがあり、現存の児童生徒数や教員数とのバランスを考慮しながらしなければならない点も挙げられます。特に、年度途中では既に定員が満たされている場合も多く、新たに措置変更を行うことが困難な状況が生じます。

これらの要因を総合的に考慮せざるを得ないために、年度途中からの措置変更を難しくしていることを御理解頂ければと存じます。ただし、緊急を要する場合には、できる限りの対応を行っております。

措置変更となるまでの間は、本人の状況の確認、家庭との連携をとりながら当該児童生徒に合わせた学習目標や、支援方法を設定し、座席の配置や教材を工夫したり、必要に応じてカウンセリングなどを実施しているところでございます。

2つ目の「フリースクール利用料の助成について」をお答えいたします。

フリースクールに見合う施設の構築や、体制づくりを現在行っております。今のところフリースクール利用料の助成については考えておりません。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 今現在、途中で診断を受けて学校に行けてないというお子さんがいらっしゃるんですけども、オンラインでの授業というのは全教科受けることができるのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） オンラインに関しましては可能な部分を、ただ、多くなってまいりました。ただ家庭のWi-Fiの状況とか、それから施設そのものに関して不十分な点もまだありますので、全部できるかと言われれば、まだまだできない部分もございますけれども、かなり可能な状況になっているというのが現状でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか、終わりますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後0時04分

令和6年第3回(9月)

篠栗町議会定例会

9月13日(採決)

令和6年 第3回 定例会 会議録

日時 令和6年9月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長補佐	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日は、西日本新聞社の記者による録音を許可しておりますので御承知おきください。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第52号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について〕

本議案は、物価高騰対応重点支援給付事業実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,101万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6,556万2,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付金に7,000万円、その関連経費に101万5,000円を増額補正するものです。

主な歳入では、国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,101万5,000円の増とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はございませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第56号「篠栗町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第56号「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、保育所等における満3歳以上の児童に係る、職員配置の最低基準の見直しを行うものであります。

執行部の説明では、保育所等に配置する保育士の数について、「満3歳以上4歳未満の児童については、「おおむね20人につき1人」から「おおむね15人につき1人」、満4歳以上の児童については、「おおむね30人につき1人」から「おおむね25人につき1人」に改正するとのこととあります。

この条例については公布の日から施行されます。

経過措置として、当分の間は従前の基準による運営も妨げないとされたことから、この条例による改正後の篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定において、3歳児について「15人」とあるものは「20人」、4歳5歳児について「25人」とあるものは「30人」とするものであります。

当委員会にて質疑がありましたので紹介をいたします。

経過措置に当分の間とあるがどのくらいの期間か、という質問に対し、人材不足の実情に考慮して保育提供の体制が整うまで、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第57号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第57号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、庁舎の耐震工事及びその他改修工事について、契約金額3,078万7,350円を増額し、総額2億70万6,000円とし、株式会社コンステックと変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更工事の概要については、耐震壁の設置における電気設備や空調設備及び機器設備のルート切り回しの設備工事、受水槽の設置に伴う老朽化したプロパン庫及びブローアークの解体、アスベスト含有調査の増工、正面玄関及び二階の屋根の防水工事、屋上の手すりの改修工事、クレーン等の大型車両進入に伴い一般車両との離合スペース確保のため、正面駐車場入り口の左側、植え込みを取り除く設備を行うとのことであります。

当委員会の中で、質疑は、変更契約の工事概要について当初設計時に綿密に試算さ

れていれば変更するようなことではない、また、耐震工事との関係ない工事概要の変更になっている、との質問があり、当該契約の工事の設計として、当初は耐震の設計と老朽化した庁舎の付託設備の設計をあわせて行ったが、設計が不落となり、急を要する耐震工事を先に工事契約を行ったとのことで、後から付帯工事などの変更契約となったと。

そしてこの回答に対して、当初の契約締結のときから分かっていた事案であるならば、当初にきちんと説明すべきではないか、との意見があり、これに対して謝罪があり、今後は適切に報告し、事務処理をするとのことでございました。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第58号「財産の取得について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

「日程第4」及び「日程第」5の議案第58号及び議案第59号の2議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、2議案を一括して委員長報告を受け、採決については、1議案ずつ採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第58号及び議案第59号の2議案を一括議題といたします。

当該議案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、2議案一括して委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第58号「財産の取得について」及び議案第59号「権利の放棄について」を一括での報告をいたします。

議案第58号は、篠栗北地区産業団地内事業用地6に係る用地の取得であり、所在地は、篠栗町彩り台346番14、地積は、5,459平方メートル、買戻金額は、2億6,097万792円、買戻の相手方は、福岡市東区箱崎2丁目47番8号、松原食品株式会社 代表取締役 奈良原 一 であります。

議案第59号は、同じく事業用地の売却時に締結した契約の違約金の免除及び損害賠償請求権の放棄であり、権利の相手方は、福岡市東区箱崎2丁目47番8号、松原食品株式会社 代表取締役 奈良原 一 であります。

権利の内容は、松原食品株式会社と令和3年8月12日に締結した土地売買契約書第13条の違約金の免除及び14条の損害賠償請求権であります。

当該2議案は、篠栗北地区産業団地内事業用地において、松原食品株式会社と2019年2月に締結した土地売買契約に基づき売却した土地について使用及び事業開始の見込みがなく、撤退の意思表示がなされていることから買戻権を行使し、当該土地を取得することでございます。

そのことに伴い、当該契約書第12条第1項に規定する買戻し特約の行使することについて、同第13条第5項の違約金の免除及び同第14条に基づく損害賠償請求権を放棄するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、当該議案第58号は賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

議案第59号は賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、まず反対の討論の方、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

私は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

議案第59号は、松原食品株式会社が進出を断念し、撤退の意向を表明されたとして、同社操業予定地を買い戻す際に、売買契約書に記されている違約金約5,200万円を請求せず、また、損害賠償請求権を放棄する内容であります。

同社より、資源価格・物流価格の高騰、コロナ禍による経営環境の変化、人件費の上昇や円安等による社会情勢の変化等を理由に違約金の免除を要望されています。

町は、契約書にある、やむを得ない特別な事由がある場合と認め、違約金を免除することに合意しています。

しかしながら、次の点において疑問があります。

第1に、町と同社との協議内容の開示は、口頭もしくはメモ程度の説明のみで、協議記録の開示はありません。そのため審査にたる十分な経緯説明が行われたとは思いません。

第2に、コロナ禍ほかによる免除の要望に対し、売上げや財務状況等の数値的な根拠となる資料の開示を求めておらず、客観的に要望を承諾するには不適切だと考えます。

第3に、違約金を求めないことで、町のメリットについても、試算や根拠の説明がなく、町全体として有益性があるとは考えられません。

第4に、契約書に示されているやむを得ない事由とは何なのか。

明確な基準や線引きがなく、コロナ禍等の情勢変化が、やむを得ない事由に当たるとは考えられません。

以上のように、町は、同社が撤退に至る経緯や協議記録また違約金を求めないことで得られる町の有益性など、十分な説明責任を果たしているとは言えません。

本来、町は、町民のことを第1に考えなければならないところ、特定の企業を優遇しているように感じられ、町民のほうを向いているとは考えられません。

契約書に至っては、コロナ禍等の事態から、不利益を被らないように、町や町民を守るためのものであると認識しており、それを第一に判断すべきと考えます。

以上の理由で、撤退企業に対し、違約金を請求しないこと、損害賠償請求権を放棄することは、町民の皆様の理解を得られるものではなく、町民の皆様を第1に考える

議員の1人として、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成討論のある方。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。

私は、議案第59号に賛成の立場で討論したいと思います。

争点となっています北地区産業団地事業用地の土地売買契約第13条の5に、第1項から第3項の違約金は、乙にやむを得ない事由があると認めた場合には、甲はこれを減免することができるかとあります。

撤退予定企業の建設計画や見積りまで出した上での撤退は苦渋の決断だろうと思います。

決して、土地を購入しただけで何も自助努力を講じなかったというわけではなく、長引いたコロナ禍や、急激な日本及び世界情勢の変化により、やむを得ない状況と考えることが妥当です。

産業団地の事業を停滞させることなく、新たなパートナー企業に進出していただき、いち早く創業していただくことで、それによる税収増や雇用、ひいては町のにぎわいの創出に期待ができます。

それらを全て総合的に判断いたしますと、違約金を問わずに早急な買戻しを進めるべきと考えます。

以上のことから、違約金にこだわることで、町の産業を停滞させることよりも、前を向いて進んでいくことに、町と町民にメリットが多いことを確信しています。

従って私は、議案第59号に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方、ございませんか。

次に、賛成の討論のある方。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬敬太郎でございます。

私は、議案第59号に、賛成の立場で討論を行います。

この議案は、権利の放棄について、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、北地区産業団地事業用地6の買戻しに伴う違約金の放棄が含まれておりましたが、これは、当該土地を所有する企業の工場建設、操業開始のめどが立たず、買戻し及び違約金免除の要望書が提出され、協議の結果、双方が合意したものであります。

先ほど崎山議員が、賛成討論で詳しいことについてはお話しされましたので、私は

詳しいことは差し控えますが、以前にも、同様のことを申し上げた記憶がございますが、土地売買契約書第12条第1項の違約金は、篠栗町が請求できる権利条項であり、義務条項ではないし、相手企業を取り巻く様々な状況を斟酌して、早期に事態を動かすために、第13条第5項の定めによる減免の措置をとることは、何ら問題のない措置であると考えます。

その上で、我が町のメリットは、買戻した未利用地を新たな進出企業に売却して、工場建設、操業開始を促すことで、当該土地利用が促進され、当初計画の税込使用料収入が比較的早期に得られること、また新しい企業の進出によってさらなるにぎわい創出が期待できることであります。

産業団地建設の停滞を招くよりも、早期に産業団地の完成を見るほうが得策であり、妥当な判断であると理解するものであります。

私は、我が町への進出を断念した今も納税を頂いておる、また、決して楽ではない中にも、土地を所有する限りはパートナー企業としての務めを続ける企業に対し、かかる要望を受入れない冷たい対応をとる町であってはならないと考えます。

また、そのようなイメージは長く人の記憶に残るものだとも思います。

議員それぞれの表決は尊重されなければなりません。

決して思考停止で賛成するわけではないことを申し添えて、議案第59号に対する賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

続いて賛成の討論のある方。

ないようですので討論を終結し、ただいまから、おのおの採決を行います。

まず、議案第58号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 賛成多数と認めます。

よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 賛成多数と認めます。

よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第60号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」を議題と致します。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第60号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が、令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法291条の11の規定により、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等に変更するもので、令和6年12月2日以降から現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、関係市町村において行う事務の記載文言を資格確認書等に改めるものとの説明がありました。

この規約については、令和6年12月2日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

保険証にかわるものが発行されるのか、の質問に対し、マイナンバーカードを持っていない人・マイナ保険証の利用登録を行っていない人は、資格確認書を発行するとの回答でありました。

次に今持っている保険証はどうなるのかとの質問に対し、有効期限の令和7年7月31日まで使えるとの回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第61号「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第61号「令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額118億258万3,013円、歳出総額114億821万7,148円、歳入歳出差引額3億9,436万5,865円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、一般財源で、繰越明許費繰越額5,581万4,000円、よって、実質収支額は3億3,855万1,865円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は認定されました。

日程第8、議案第62号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第62号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額28億3,838万2,995円、歳出総額27億5,797万6,790円、歳入歳出差引額8,040万6,205円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は8,040万6,205円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は認定されました。

日程第9、議案第63号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案を、決算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第63号「令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額4億7,093万3,278円、歳出総額4億6,773万2,336円、歳入歳出差引額320万942円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は320万942円です。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は認定されました。

日程第10、議案第64号「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本議案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第64号「令和5年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度篠栗町水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、水道事業会計の決算額、収益的収入額6億3,521万8,959円、収益的支出額5億2,495万9,807円、資本的収入額2億170万円、資本的支出額3億5,969万6,388円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億5,799万6,388円は、当年度消費税資本的収支調整額2,112万2,250円、過年度損益勘定留保資金895万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億938万8,691円、建設改良積立金1,852万6,447円で補填するものであります。

全員出席の決算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

質疑終了後、討論を行いましたが、討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は認定されました。

日程第11、議案第65号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○決算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第65号「令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を処分計算書のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求められたものであります。

地方公営企業会計について、下水道事業会計の決算額、収益的収入額9億570万941円、収益的支出額8億2,717万6,614円、資本的収入額3億4,530万5,500円、資本的支出額5億7,411万3,144円であります。

全員出席の決算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,880万7,644円は、過年度損益勘定留保資金6,497万3,557円、当年度消費税資本的収支調整額490万4,774円、当年度損益勘定留保資金1億3,400万1,646円、減債積立金2,492万7,667円で補填するものであります。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定いたしております。

以上、報告終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は認定されました。

日程第12、議案第66号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第66号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,832万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,388万6,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第67号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第67号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億70万1,000円とするものであります。

これも全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は可決されました。

日程第14、議案第68号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○予算特別委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第68号「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ538万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,622万9,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は可決されました。

日程第15、議案第69号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第69号「工事請負契約の締結について」

本議案は、篠栗町総合センターのホール特定天井及び照明LED化の改修工事について、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または財産の処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は 総合センターホール特定天井・照明LED化、契約の方法は、指名競

争入札、契約金額は、1億6,610万円、契約の相手方は、福岡県古賀市川原1005番地1、株式会社荻原工務店 代表取締役 荻原 耕一郎であります。

工事概要といたしましては、ホール特定天井、脱落によって重大な被害を生ずるおそれがある天井を、特定天井へ改修するもの。

あわせて脱炭素推進政策の一環として、省エネルギー化を進めるため、既設照明器具をLED照明器具へ変更し、照明器具、非常用照明器具、自動火災報知感知器の落下防止対策も行う改修工事を実施することとあります。

当委員会の中で質疑がありましたので紹介いたします。

指名業者、応札業者は何社か、そのうち町内業者は何社か、との質問に対し、指名業者8社、応札業者8社、町内業者は1社、との回答がありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は可決されました。

日程第16、議案第70号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第70号「篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関

する政令」が令和6年12月2日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、本条例の罰則規定において、被保険者証の返還に係る規定を削除し、「町は世帯主が法第9条第1項もしくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においてはその者に対し10万円以下の過料を課する」に改正することとあります。

また、執行部の説明では、条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるもの、との説明でありました。

この条例については、令和6年12月2日から施行されます。

当委員会の中で質疑はありませんでした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は可決されました。

日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両常任委員長から会議規則第57条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします、総務建設、文教厚生、常任委員長から申出のとおり、閉会中の

継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和6年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」等の人事案件3件、「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」等条例案2件、「工事請負契約の締結について」「工事請負変更契約の締結について」「財産の取得について」「権利の放棄について」「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」それぞれ1件、令和5年度一般会計、特別会計の決算の認定について3件、水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について2件、専決処分の承認を含め、令和6年度補正予算4件の、上程いたしました19議案全てにつきまして可決・承認・同意いただきましたことに、感謝申し上げます。

一般質問の際にも様々な御意見をいただきました。議員の皆様方からの町民の皆様

の福祉の増進につながる新しい提案や改善の御提案に対しましては、執行部において優先順位を上げて対応してまいりたいと考えております。

令和5年度一般会計の決算は、歳入総額118億258万3,000円、歳出総額は114億821万7,000円となりました。

篠栗町の財政力指数、経常収支比率等は大きく変化はしておりませんが、監査委員からは財政運営は安定しているといえるとの審査意見をいただいております。

また、5年度篠栗町財政健全化判断比率審査意見書において、良好な状況状態にあると認められるとの意見でございました。

とはいえ、財政課長が決算概要を説明した際申し上げましたように、歳出面では、高齢者、障害者支援や次世代育成支援など、扶助費は年々増加することが予想されます。また、人件費や物件費、ごみ処理施設の建て替えを計画している須恵町外二ヶ町清掃施設組合や、負担金の増加が見込まれる粕屋南部消防組合等の一部事務組合に対する分担金も含め、一般財源における歳出が増加傾向であることや、個別施設計画に基づく公共施設の大規模改修時期が迫っていることもあり、特定財源の有無や費用対効果の確認など、事業の見直しにより、抜本的な縮減を図ることが必要であると考えます。

一方、歳入では、経済状況の回復などによる地方税の増収が見込まれますが、篠栗北地区産業団地からの本格的な税収増は令和8年度以降になること、交付税算入がある地方債の償還が終了することで、地方交付税が減少することから、一般財源の確保がさらに難しくなると予想されるため、ふるさと納税や補助金等の財源を積極的に確保することで、今後も単年度の歳入歳出の均衡を保ち、持続性ある財政運営を行っていくことが重要であると認識しております。

この10年間の町税の推移を見てもみると、年度の収入は額で4億7,000万円余、率で15.6%の増加となっており、取り組んできた成果がようやく実を結び始めました。

今後も、町税を中心に収入の増加を図り、年度ごとの財政需要を的確に把握することに努め、安定した財政運営に取り組んでまいりたいと考えます。

今定例会の開会日の全員協議会で、都市整備課ゼロカーボンシティ準備室から説明しました通り、篠栗町の「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを令和6年度下半期から具体的に推進いたします。

環境省の補助金を活用して計画的に取り組みを進め、2030年度の国の目標である温室効果ガス排出46%削減、これは2013年度比でございますが、それを実現

を目指します。

さて、私は町長という職は4年間の任期が全てと考えております。

4年間の中でどう町を動かし、持続可能なまちづくりを進めていくかが常に求められていると考えております。

度々申し上げてまいりましたが、まちづくりは数十年単位の先を見据えた上で、4年間での持続可能な仕掛けを一つ一つ作り上げていくことこそ重要なポイントであると考えております。

誰が4年間の町政を預かるにしろ、行政が住民の皆さんと十分論議して素案をつくり、議会で慎重審議され決定いただいた取り組みを実践する納得性の高い仕掛けづくりこそ、4年間の任期に任された大事な「まちづくり」の仕事と考えております。

本年11月に任期が満了するこの4年間は、令和3年度からスタートした「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、第6次篠栗町総合計画に続く、「第7次篠栗町総合計画、まちづくり未来チャート」今年3月に中間見直しを終えて、新たなまちの姿を計画しようとする「篠栗町都市計画マスタープラン」の実行による着実な成果をとの思いで臨みました。

篠栗北地区産業団地は昨年度から3社が操業を開始し、残りの事業用地についても、再来年末までには操業開始となる見込みでございます。

また、町内各地で民間開発も進んでおり、糟屋郡の最東部にある篠栗町の持つ可能性の高さが改めて認知されつつあると感じております。

今後さらなる開発が進み、賑やかな町となる予感がしております。そうなることで、さらに税収も伸び、人口構成の若返りも図られて、働き手世代も増加していくことが見込まれるわけでございます。

豊かな自然を有し、長い歴史や文化を持ちつつ、こうした開発意欲に応えながら、新しい篠栗町の姿を創っていく時代がすぐそこまで来ていると実感しております。

町民の皆様に納得いただける無理のない開発を継続して進めていくことにより、賑やかで個性あふれる篠栗町をつくっていきます。

将来、この町で力を発揮したいと思う多くの人たちが登場しやすいように、これまでどおり軸のぶれないまちづくりを実践していくために、私はさらなる情熱を持って、11月の町長選挙に立候補する決意を新たにいたしました。

本日午後、正式に出馬表明をマスコミ発表いたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

町民の皆様の新たな負託を受けることができたならば、町職員と一丸となって篠栗

町の諸課題解決と自主財源の拡大、カーボンニュートラルを实践するまち「ささぐり・新時代」を目指して努力したいと思っております。

町議会の皆様に引き続き、御指導御協力賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会令和6年第3回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議、誠にありがとうございました。

そして、この4年間どうもありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第3回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

崎山 佐穂

篠栗町議会議員

浦野 雅幸
